

件名	松前町介護保険条例の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	なし
改正対象	松前町介護保険条例（平成 12 年松前町条例第 17 号）
根拠法令等	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）
改正理由	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の第 1 号保険料軽減強化を行う仕組みが創設され、平成 27 年度から段階的に実施している。</p> <p>令和 2 年度からは、軽減強化の財源（消費税率 10%への引き上げによる増収分）が満度化されることに伴い、保険料軽減を完全実施することとなった。</p> <p>今般、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）による介護保険法施行令の改正により、令和 2 年度からの第 1 号保険料基準額に対する軽減割合が定められたことにより、松前町介護保険条例の一部を改正する。</p>
改正の主な内容	保険料率の改正（第 2 条）
施行日	公布の日（令和 2 年 4 月 1 日から適用）
<p>【その他参考事項】</p> <p>低所得者の保険料軽減強化は、平成 27 年度から所得段階が第 1 段階の者について実施。令和元年度からは、消費税率 10%への引き上げに合わせ、第 1 段階の者についてはさらに軽減を強化し、新たに第 2 段階・第 3 段階の者についても軽減を行うこととなった。令和元年度においては、完全実施までの 2 分の 1 の軽減とされた。</p>	